

議案第 36 号

あきる野市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 5 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市都市計画税条例の一部を改正する条例

（あきる野市都市計画税条例の一部改正）

第 1 条 あきる野市都市計画税条例（平成 7 年あきる野市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

附則第 19 項を附則第 20 項とし、附則第 18 項を附則第 19 項とし、附則第 17 項を附則第 18 項とする。

附則第 16 項中「附則第 6 項及び第 8 項」を「附則第 7 項及び第 9 項」に、「附則第 6 項及び第 9 項」を「附則第 7 項及び第 10 項」に、「附則第 7 項、第 9 項及び第 10 項」を「附則第 8 項、第 10 項及び第 11 項」に、「附則第 9 項から第 11 項まで」を「附則第 10 項から第 12 項まで」に、「附則第 11 項」を「附則第 12 項」に、「附則第 12 項から第 14 項まで」を「附則第 13 項から第 15 項まで」に、「附則第 13 項」を「附則第 14 項」に改め、同項を附則第 17 項とする。

附則第 15 項を附則第 16 項とし、附則第 11 項から第 14 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 10 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項を附則第 8 項とし、附則第 6 項を附則第 7 項とし、附則第 5 項の次に次の 1 項を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

6 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通

知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

第2条 あきる野市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、附則第18項中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のあきる野市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。